令和８年度　「SSPスポーツビジネススクール」業務委託仕様書

１　目的

佐賀県内には、多くのプロスポーツチームや、新時代のエンタメアリーナ「ＳＡＧＡアリーナ」や日本トップレベルの競技施設などの存在、県民のスポーツに対する熱量の高さなど日本有数のスポーツ資源が存在する。

スポーツビジネスとは単にプロスポーツチーム自身が稼ぐことに限ったことではない。豊富なスポーツ資源を生かしたスポーツビジネスは身近にあって、発想の転換次第でどんな産業でも「スポーツで稼ぐ」ことができる大きな可能性を秘めている。

本事業では、佐賀県内のスポーツビジネスの知見や経験がない企業人材やスポーツ資源を持つ人材をターゲットに、あらゆる視点から「スポーツで稼ぐ」発想を習得することで、スポーツとビジネスの距離を縮め、SSP構想が掲げる「スポーツを活かしたビジネスシーンが広がる社会」の実現に寄与することを目的とする。

また、その発想を持つ仲間が集まるコミュニティを形成することで、今後佐賀県内でスポーツビジネスが自立的に拡大していくことを目指す。

２　業務内容

前述の目的を達成するため以下の業務を行うこと。

（１）　スポーツビジネススクール運営
（２）　スポーツビジネススクールカリキュラム作成
（３）　スポーツビジネスコミュニティの形成
（４）　スポーツ業界の課題・スポーツビジネス事例収集
（５）　相談対応
（６）　スポーツビジネスキックオフイベントの開催
（７）その他

３　具体的内容

（１）　スポーツビジネススクール運営

スポーツビジネススクールを運営するにあたり以下の業務を行うこと。

①受講生募集、参加受付

受講生候補となる集客に関する目標数を掲げ、当該受講対象者へ届くよう効果的な手法で受講生を募集し、参加を受け付ける。なお、応募者多数の場合は県と協議の上適切な選定を行うこと。

②受講料

税込１万円とする。なお受講生からの徴収手続は県が行う。

③諸調整

開講にあたり必要となる講師、会場、受講生との調整などを適宜行う。

④受講生のサポート

開講中は、受講生からの質問など随時対応し、受講生が効果的に学習できるようサポートすること。また、講座受講者のうち90%以上が修了（最後まで受講）となるようサポートを行うこと。

⑤映像記録

やむを得ず欠席する受講生に対して、映像等により後日学習できる環境を提供すること。また、映像は欠席者がいない場合においても撮影し、講座受講者の復習用教材として提供すること。

想定スケジュール（一例）

・受託者決定	令和８年４月	
・カリキュラム開発等	〃	５月
・受講生募集	〃	６月
・開講	〃	７～翌２月

（２）スポーツビジネススクールカリキュラム作成

スポーツビジネススクールを実施するにあたり、スポーツビジネスの知見、経験が全くない企業人材をターゲットとしたカリキュラムを作成すること。

また、カリキュラムの作成にあたっては、以下の内容を必須で盛り込むこと。

・「スポーツビジネス概論」「MICEビジネス概論」を最初に盛り込むなど、スポーツビジネスの知見、経験が全くない方でも理解できる内容とすること

・受講生が自社事業として実現可能なスポーツビジネスのプランをつくり、それを発表する場をつくること

・カリキュラムのうち１回以上はスクール受講生以外も参加できる公開講座を実施することとし、県内のスポーツ業界の方や過年度受講生、来年度受講を見込まれる方など、幅広に参加者を募集し、参加者同士の交流の機会を創出すること

・公開講座の内容は、ビジネスパーソンと県内スポーツ業界の方の双方がスポーツビジネスの実現に向けて共創していくイメージが湧くような学びの場とすること

・公開講座は、状況に応じて、（７）スポーツビジネスキックオフイベントの開催に盛り込むことも可とする。

《カリキュラムの作成の際の留意事項》

・受講対象者や開講期間は以下を想定している。

受講対象者	県内企業で企画・経営に携わる方 （ペルソナ：従業員数50名の企業の企画室長）
受講者数	年間で２０名以上を想定しているが、カリキュラムの内容を考慮し、本事業のゴールに向けて最適な人数を提案すること。
開講期間	６か月程度を想定しているが、本事業のゴールやターゲットの参加のしやすさを考慮し最適な期間や回数を提案すること。

・受講者は基礎的なビジネススキルは習得していることを前提とした構成とすること。なお前提となるスキルについては任意で習得可能な状態となるよう工夫すること

・ビジネスプランが絵に描いた餅に終わらず実現性の高いものになるよう適切な仕組みの構築とフォローを行うこと

・県内のプロスポーツチームや地域スポーツクラブ、スポーツの大会を運営する関係者などのスポーツ業界の現場側も、受講生が生み出すビジネスに対して、双方が歩み寄り共創していくイメージを掴むきっかけを創出するために本事業への接点を作ること

（４）スポーツビジネスコミュニティの形成

本事業では、スポーツで稼ぐ意識を持った県内企業同士がつながりをつくり、今後佐賀県内のスポーツビジネスの機運醸成を担う集団としたい。

そのために、単年度の受講生に留まらず、スポーツビジネスへの参入に意欲的な県内企業同士のコミュニティ形成のきっかけづくりに努めるとともに、交流の機会を作ること。

なお、コミュニケーションツールを活用する場合、事業終了後はその運用を佐賀県に引き継ぐこと。

コミュニティの活性度合について定量的な目標を立て計測し、目標達成に向けて適宜改善策を打つこと。

（５）スポーツ業界の課題・スポーツビジネス事例収集

県内企業がスポーツビジネスに参入するにあたって、スポーツ業界の課題が見えないために事業イメージやビジネスアイデアが湧かず、興味はあるものの二の足を踏む企業は多い。

そこで新たなビジネスアイデアの種となるようなスポーツ業界の課題を、ヒアリング等により調査し、その分析結果を用いたコミュニティ運営へつなげることで、スポーツビジネスに参入するきっかけを創出するように努めること。

また、上記と並行して県内企業やスポーツ業界が、「新しいビジネスの形」として興味を持つような参考事例を収集し上記分析結果と共に本事業へ活かすこと。

ヒアリング先や調査方法などは定期的に県と協議し決定すること。

（６）相談対応

スポーツビジネスに着手したいと考えているが、アイデアを具体的なビジネスプランとして落とし込めていない県内企業に対し、事業の具体化を助ける適切な助言等を行うこと。

助言を行う中で当該事業者がスポーツビジネススクールに参加をすることで目的が達成できそうな場合には、スクールへの参加へ繋ぐ等の対応を行うこと。

《相談対応の留意事項》

- 相談の窓口は県とし、県と受託者が相談の上、受託者において対応が可能と判断したものについて実施する。
- 相談を受けた内容は議事録を作成し、定期的に県へ報告を行うとともに、疑義等が生じた場合はその都度、県へ確認すること。

（７）スポーツビジネスキックオフイベントの開催

県内企業がスポーツビジネスへ参入する機運醸成を図るために、県内企業向けのスポーツビジネスキックオフイベントを県内において開催し、参加者同士の交流の場とすること。

参加者が理解しやすく、スポーツビジネスへ興味が湧くような内容とし、マスコミと連携する等、本イベントの内容が県内企業に広く行きわたるような仕掛けを組み込むこと。

より多くの参加者を集めるため、周知に必要な期間を十分に確保するとともに、ポスターやチラシの製作や各種広報媒体、ＳＮＳ等を活用するなどして、集客に努めること。なお、県においても、県の広報媒体等を通じて集客に努める。

《本イベントを開催するにあたっての留意事項》

- 開催時期は令和８年５月を想定しているが、業務の都合等により変更は可能であり、その際は県と協議して決定すること。
- 実施方法はオフラインを想定しているが、状況によっては別方式でも可とする。なお、その際は県と協議して決定すること。

・　県で実施しているスポーツビジネス事業全体の内容を踏まえた構成とするため、「スポーツビジネスモデル企業創出業務」の受託者と情報交換を行い連携すること。
・　開催に係る業務や費用は一式（※)、受託者が行うこととする。
※参加者のとりまとめ、講師との調整、運営に必要となる備品・消耗品等の調達、会場の設営及び運営、当日の開催運営・開催記録、アンケートの集計・分析　等

（８）その他
・本事業全体を統括するコーディネーターを最低１名以上設置すること。
・（１）～（７）以外に、本事業目的を達成する方策等があれば提案書に具体的に記載すること。
・なお、提案された実施内容についても事業の進捗状況に応じて柔軟に県と協議しながら、より適切な内容に修正しながら進めること。
・「スポーツビジネスモデル企業創出事業」など佐賀県が取り組むスポーツビジネス関連事業の内容や狙いを十分理解し、本事業との連携による相乗効果を生み出すよう努めること。
（参考）令和９年２～３月ごろに「スポーツビジネスモデル企業創出事業」においてスポーツビジネスシンポジウムを実施予定。本シンポジウムは本年度の成果を示すことで、より多くの企業がスポーツビジネスへのチャレンジするきっかけとなることから、イベント内容の企画・運営等にも積極的に関り協力すること。

５　KPI

項目	成果指標
スポーツビジネススクール事業	受講生全員が実現性のあるビジネスプランを作成すること （そのためのフォローを行う）
コミュニティ参加人数	４０名以上
キックオフイベントの参加人数	５０名程度 ※新規参加者獲得を目指し、新規参加者かどうかを把握できるようにすること

６　委託期間

契約締結の日から令和９（2027）年３月３１日まで

７　委託上限額

１２，８２６千円（消費税及び地方消費税額を含む）

８　その他

（１） 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、事前に県に承諾を得ること。

（２）受託者は、本委託業務を実施する際は、関係法令等を遵守すること。

（３）受託業者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）は県に帰属するものし、県がこれらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるよう著作権法第18条から第20条に規定する著作者の権利を行使しないこと。

（４）制作物の中に第三者が著作権等を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者等と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。

（５）この仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、決定する。

（６）契約書及び仕様書に明示されていない事項であっても、業務の履行上、必要な事項については、受託者が責任を持って対応すること。また、業務の遂行にかかる一切の経費を委託料に含めること。